

平成25年度 窓硝子清掃業務安全講習会及び安全パトロール

(実施報告)

■窓硝子清掃業務安全講習会

○日 時：平成26年1月10日（金） 14:00～15:00

○場 所：(財)福岡市施設整備公社 9階大入札室

○対 象：本年度の窓硝子清掃委託業務を受託している清掃業者（26社）
窓硝子清掃業務を行う特別支援学校清掃委託業者（7社）
（代表者又は業務遂行責任者）

○出席者：35名（代表者又は業務遂行責任者）

○内 容：学校等施設における窓硝子清掃業務の概要、注意事項及び窓硝子清掃業務の基本的な安全作業についての講習を行いました。

(講習会風景)



■安全パトロール

○日 時：平成26年3月4日（火） 10:00～12:00

○場 所：大原小学校、城西中学校（窓硝子清掃対象施設から任意に抽出）

○実施者：(財)施設整備公社 施設課

○内 容：学校等施設における窓硝子清掃作業の安全点検を行いました。

○結 果：安全具（ヘルメット等）の適正な着用と安全帯の適切な使用（ワンダリング等への緊結）を行っており、清掃作業の安全確保は良好であった。

(安全パトロール風景)



平成25年度 窓硝子清掃業務安全講習会

○日時：平成26年1月10日（金） 14:00～

○場所：(財)福岡市施設整備公社 9階会議室

○対象：本年度の窓硝子清掃委託業務を受託している清掃業者
及び窓硝子清掃業務を行う特別支援学校清掃委託業者
(代表者又は業務遂行責任者)

【プログラム】

1. 挨拶
2. 窓硝子清掃業務の流れ及び注意事項について
3. 学校等施設における窓硝子清掃業務の安全作業などについて
4. 質疑応答

○ ワンダリング貸出（該当業者 各10個程度）

2. 窓硝子清掃業務の流れ及び注意事項について

1. 委託概要（窓硝子清掃業務委託）について

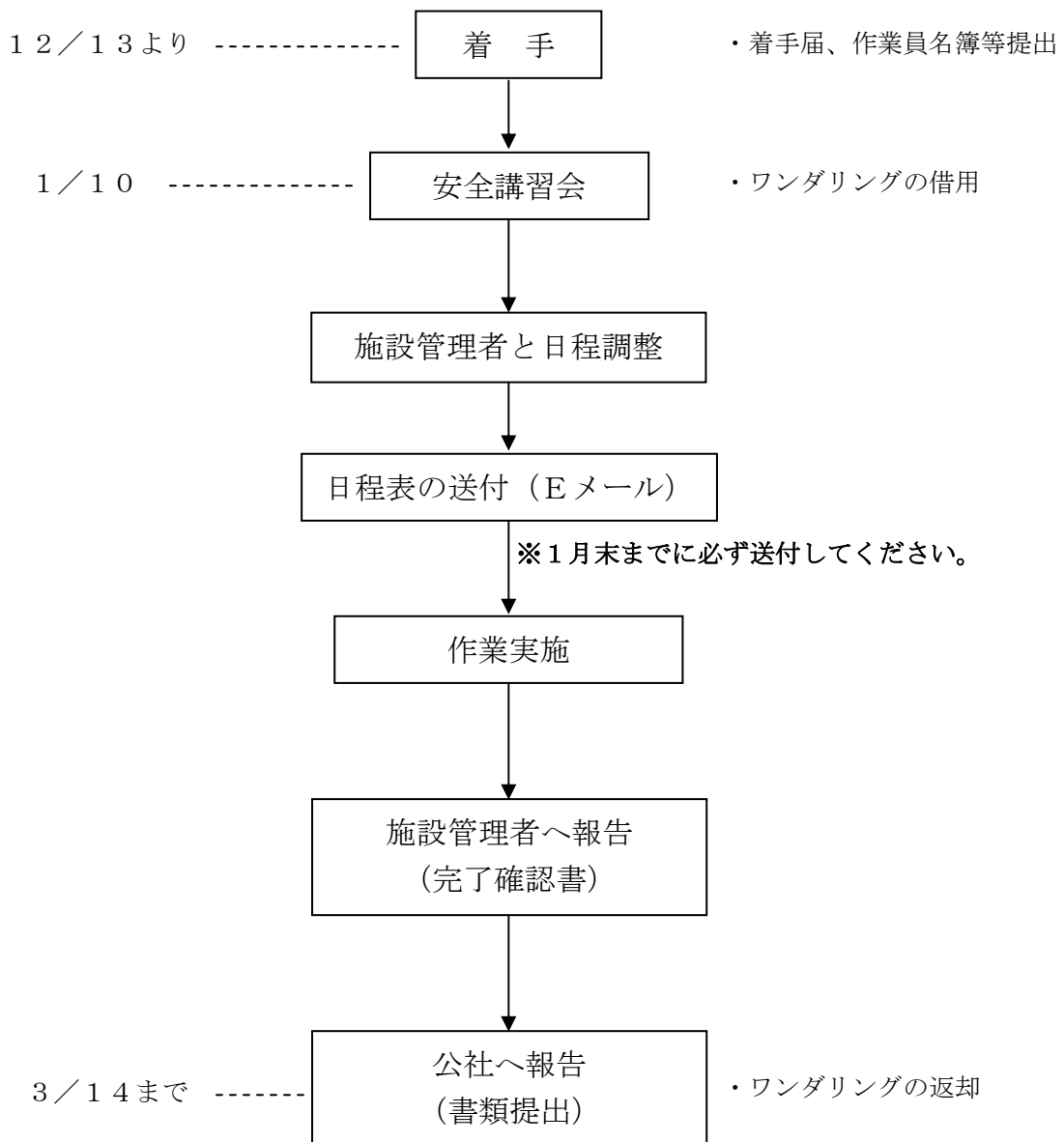
委託内容：学校等施設の2階以上の階の外部に面した窓硝子（両面）の清掃
（ただし、一部の学校と幼稚園については1階も含む）

履行期間：契約の翌日から平成26年3月14日まで

履行場所：市内学校等施設（第1地区～26地区まで）

作業内容：仕様書及び現場説明書による

2. 業務の流れについて



3. 注意事項について

(1) ワンダリングの設置について

安全帯緊結用ワンダリング設置校（4・5階部分）については、ワンダリング設置を行い、安全帯及び親綱等により安全確保を行い、清掃作業を行ってください。

その他の場所についても、ヘルメット、安全帯の着用を行い、経過措置として、堅固な間柱や保護棒へ安全帯を緊結し作業を行ってください。

- ・ワンダリングとは、安全帯や親綱を緊結する金具のこと



- ・柱に設置



- ・壁に設置



- ・ 梁に設置（内側）



- ・ 梁に設置（外側）



- ・ 清掃状況

(柱、壁に設置してある場合は、両端に親綱を緊結して使用してください)



(梁に設置してある場合は、安全帯を直接取り付けてください)



(その他の場所については、堅固な間柱や保護棒へ安全帯を緊結し作業を行ってください)



※以下のような使い方は絶対にしないでください。

(柱や壁に設置してある場合、安全帯を直接取り付けないでください)

→必ず親綱を使用し、2点支持してください



(安全帯のヒモを長くしないでください)

→安全帯は適切な長さで使用してください



(親綱がたるんだ状態で使用しないでください)

→親綱は緊張させ両端を緊結した状態で安全帯を取り付け使用してください



(2) 落下防止金物について

福岡市内の各学校（幼稚園含む）については、窓ガラス落下防止措置として、落下防止金物取付及び引違窓の片側固定措置を行っていますので、清掃作業の際、絶対に金物の取り外しなど行わないでください。



(3) 清掃不可能な場所について

安全上清掃が不可能な場所については、不安全作業は行わず、施設管理者と協議を行い了解を得てから、代替場所にて作業を行い、清掃不可能面積分を履行してください。

(4) 学校敷地内は禁煙です（学校敷地内に駐車する車両の車内においても禁煙です）。

また、各自のごみは必ず持ち帰ってください。

窓硝子清掃業務委託仕様書

この仕様書は、業務の概要を示すものであって、作業にあたっては、設計図書及び（財）福岡市施設整備公社（以下「公社」という）の職員の指示に従い実施するものとする。

1. 履行場所

福岡市内（各学校）

2. 履行期間

契約の翌日から平成26年3月14日までとする。

3. 業務内容

窓ガラス清掃

- ・校舎の2階以上の外部に面した窓硝子（両面）を対象とし、次の作業内容を参考に清掃を行うこと。ただし、講堂兼体育館は除く。（博多小学校については、部分的に1階及び講堂兼体育館も含む。）
- ・幼稚園については、外部に面した全ての窓硝子（両面）を対象とする。

作業対象		作業項目	作業内容
窓 ガ ラ ス	ガラス面	1. 洗浄	1. ガラス面に適正に希釈した中性洗剤を塗布し、汚れを除去して、ガラススクイージーで汚水を切る。 2. ガラス面の隅の汚水をタオルで拭き取る。 3. ガラス回りのサッシをタオルで清拭する。 ただしサッシの溝やサッシ全体の清拭は含まない。

4. その他

- (1)使用する清掃用具は、品質良好、清潔かつ最適なものを使用するものとし、又清掃場所に応じたものを使用すること。
- (2)備品等の取扱いは丁寧に行い、破損することのないように注意すること。特に、保護棒に乗っての作業はしないこと。
- (3)清掃業務の安全確保については特に注意をはらい、必要に応じて保護帽、安全帯を着用すること。生徒や第三者に対して、事故や災害を未然に防ぐように十分気をつけること。
- (4)清掃業務の実施にあたっては、事前に学校側と日程の打合わせを行い、支障のないようにすること。また、業務完了後に、施設管理者（学校長又は教頭等）に報告し確認を受けること。
- (5)安全帯繫結用ワンダリングの設置校（4・5階部分）については、ワンダリングを公社より貸与しますので、ワンダリング設置を行い清掃作業を行うこと。

窓硝子清掃業務現場説明書

- 1 本委託の概要は、学校の校舎の2階以上の階の外部に面した窓硝子（両面）の清掃（博多小学校については、部分的に1階及び講堂兼体育館も含む）。ただし、幼稚園については、1階部分も含む。
- 2 事前に学校側と打合せのうえ、作業日程表を作成し、学校及び（財）福岡市施設整備公社（以下「公社」という）へ提出すること。
- 3 学校の休業日に作業を行う場合は、事前に学校側へ清掃箇所等の連絡を行い、機械警備の解錠及び施錠を警備会社に依頼すること。ただし、学校の休業日に作業を行うと、警備解除費用が発生する場合があります、公社では負担できませんので、学校側と調整を行い、可能な範囲で平日に作業を行うこと。
- 4 作業に当たり、教室等の鍵の貸し借りについては、施設管理者と確実にを行うこと。
- 5 作業の安全確保については、ヘルメット、安全帯の着用をする等、特に注意をはらうこと。又、保護棒にのっての作業はしないこと。
- 6 安全帯緊結用ワンダリング設置校（4・5階部分）については、ワンダリング設置を行い、安全帯及び親綱等により安全確保を行い清掃作業を行うこと。また、ワンダリングの貸し借りについては、公社職員と確実にを行うこと。設置校を別紙に示す。
- 7 校舎内の作業で水をこぼした場合は、床材の剥離の原因になるので、直ちに拭き取ること。
- 8 学校敷地内は禁煙とする（学校敷地内に駐車する車両の車内においても禁煙とする）。また、ごみは必ず持ち帰ること。
- 9 作業完了後は、速やかに施設管理者（学校長または教頭等）に報告し、完了確認を受け、清掃作業確認書に完了確認の印をもらい、速やかに公社へ報告すること。
- 10 福岡市内の各学校（幼稚園含む）については、窓ガラス落下防止措置として、落下防止金物取付及び引違窓の片側固定措置を行っていただきますので、清掃作業の際、金物の取り外しなど行わないこと。
- 11 清掃作業中、サッシなどに明らかな損傷や不備が見受けられた場合、職員へ速やかに報告すること。
- 12 公社職員が清掃作業中に現場の作業状況の確認を行う事がある。
- 13 受託業者は、公社がおこなう「窓硝子清掃業務安全講習会」に出席すること。

住 所

(会社名)

氏 名

印

窓硝子清掃作業確認書

当校の校舎 2 階以上外部廻り窓硝子（両面）清掃業務を完了したことを確認しました。

清掃年月日

平成 年 月 日

学校名

校長

(教頭)

印

平成25年度 ワンダリング設置状況リスト

※数字は年度を示す

資料 5

No.	区	地区	学校名	階数		5F	4F	3F
1	東	1	和 白 丘	4階	中	-	24	
2	東	2	香 椎 第 2	4階	中	-	24	
3	東	2	香 椎 第 3	4階	中	-	25	
4	東	4	多 々 良	4階	小	-	24	
5	東	4	名 島	4階	小	-	25	
6	東	4	若 宮	4階	小	-	25	
7	東	4	青 葉	4階	中	-	25	
8	東	5	馬 出	4階	小	-	23	
9	東	5	宮 松	4階	小	-	23	
10	東	5	箱 崎	4階	小	-	24	
11	東	5	東 箱 崎	5階	小	22		
12	東	5	箱 崎	4階	中	-	23	
13	東	5	福 岡	4階	中	-	23	
14	博多	6	博 多	5階	小	22	23	
15	博多	6	千 代	5階	中	22	23	
16	博多	6	博 多	5階	中	22	25	
17	博多	8	吉 塚	4階	小	-	24	
18	博多	8	月 隈	4階	小	-	25	
19	博多	8	東 光	4階	中	-	24	
20	博多		博 多 高 等	5階	支援	24	24	24
21	中央	9	警 固	4階	小	-	24	
22	中央	9	当 仁	4階	中	-	23	
23	中央	10	春 吉	5階	小	22	25	
24	中央	10	友 泉	4階	中	-	24	
25	中央	10	平 尾	4階	中	-	25	
26	南	10	西 高 宮	4階	小	-	24	
27	南	11	玉 川	4階	小	-	24	
28	南	11	宮 竹	4階	小	-	25	
29	南	11	横 手	5階	小	22		
30	南	11	高 宮	4階	中	-	23	
31	南	12	三 宅	4階	小	-	23	
32	南	12	筑 紫 丘	4階	中	-	25	
33	南	12	日 佐	4階	中	-	25	
34	城南	13	長 尾	4階	小	-	23	
35	南	14	日 佐	4階	小	-	25	
36	南	14	三 宅	4階	中	-	24	
37	南	15	花 畑	4階	小	-	23	
38	南	15	花 畑	4階	中	-	24	
39	城南	16	別 府	4階	小	-	25	
40	城南	17	城 南	4階	中	-	24	
41	城南	17	梅 林	4階	中	-	25	
42	中央	18	当 仁	4階	小	-	23	
43	早良	18	西 新	4階	小	-	23	
44	城南	19	鳥 飼	4階	小	-	24	
45	城南	19	城 西	4階	中	-	23	
46	早良	19	原	4階	小	-	23	
47	早良	19	高 取	4階	小	-	24	
48	早良	19	室 見	4階	小	-	25	
49	早良	19	高 取	4階	中	-	24	
50	早良	19	原 中 央	5階	中	22		
51	早良	20	原 西	4階	小	-	25	
52	早良	20	西 福 岡	4階	中	-	23	
53	早良	21	田 隈	4階	小	-	24	
54	西	23	姪 浜	4階	小	-	23	
55	西	23	内 浜	4階	小	-	25	
56	西	23	姪 浜	4階	中	-	23	
57	早良	24	金 武	4階	中	-	25	
58	西	24	壱 岐	4階	小	-	23	
59	西	25	周 船 寺	4階	小	-	25	
60	西	26	今 宿	4階	小	-	24	
61	西	26	今 津	4階	小	-	24	
62	西	26	玄 洋	4階	中	-	24	
63	西	26	元 - 10 - 岡	4階	中	-	25	

3. 学校等施設における窓硝子清掃業務の安全作業などについて

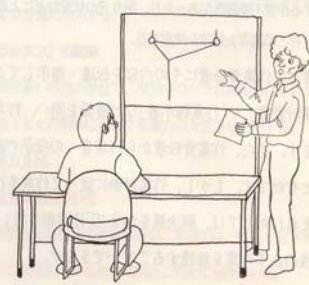
労働安全衛生法の安全衛生教育

(安全衛生教育)

第59条 事業者は、**労働者を雇い入れたときは**、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する**安全又は衛生のための教育**を行わなければならない。

2 前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。

3 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。



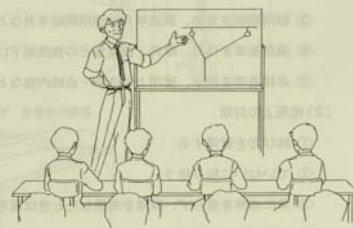
労働安全衛生規則の雇入れ時等教育

(雇入れ時等の教育)

第35条 事業者は、**労働者を雇い入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは**、当該労働者に対し、遅滞なく、次の事項のうち当該**労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項**について、**教育**を行わなければならない。ただし、令第2条第3号に掲げる業種の事業場の労働者については、第1号から第4号までの事項についての教育を省略することができる。

- 1 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること。
- 2 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること。
- 3 作業手順に関すること。
- 4 作業開始時の点検に関すること。

労働安全衛生規則 の雇入れ時等教育



(雇入れ時等の教育)

- 5 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。
 - 6 整理、整頓(とん)及び清潔の保持に関すること。
 - 7 事故時等における応急措置及び退避に関すること。
 - 8 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項
- 2 事業者は、前項各号に掲げる事項の全部又は一部に関し十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該事項についての教育を省略することができる。

安衛法及び安衛則における事業者と労働者の関係

事業者：事業を行う者で、労働者を使用する者をいう。

事業者
安衛法2条3号



労働安全衛生法 第20～25条

事業者は、労働者の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

労働者：労働基準法第9条に規定する労働者をいう。

労働者
安衛法2条2号

労働安全衛生法 第26条

労働者は、事業者が第20条～25条に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。



事業者、労働者が違反すると？

事業者は～を講じなければならない。

事業者の違反！

労働安全衛生法119条
6か月以下の懲役
又は50万円以下の罰
金に処する。

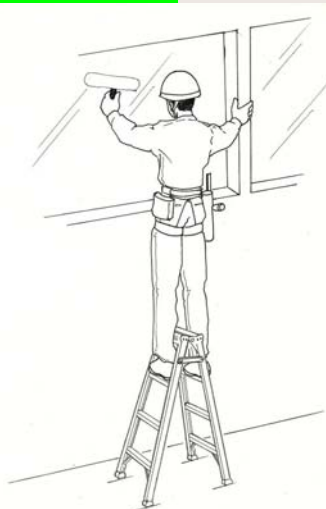
労働者は～を守らなければならない。

労働者の違反！

労働安全衛生法120条
50万円以下の罰金
に処する。

ガラス外装クリーニング各種作業

脚立作業



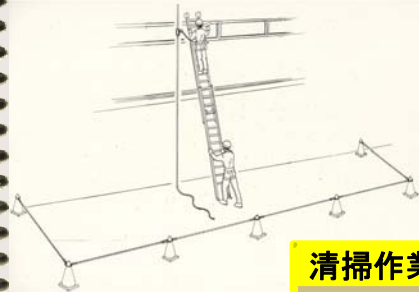
清掃作業安全基準： P22

労働安全衛生規則（脚立）

第528条 事業者は、脚立については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

- 1 丈夫な構造とすること。
- 2 材料は、著しい損傷、腐食等がないものとする。
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、かつ、折りたたみ式のものにあつては、脚と水平面との角度を確実に保つための金具等を備えること。
- 4 踏み面は、作業を安全に行なうため必要な面積を有すること。

ガラス外装クリーニング各種作業



移動はしご作業



清掃作業安全基準： P24

労働安全衛生規則（移動はしご）

第527条 事業者は、移動はしごについては、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

- 1 丈夫な構造とすること。
- 2 材料は、著しい損傷、腐食等がないものとする。
- 3 幅は、30センチメートル以上とすること。
- 4 すべり止め装置の取付けその他転位を防止するために必要な措置を講ずること。

労働安全衛生規則第518条 （作業床の設置等）

事業者は、高さが2メートル以上の箇所で作業を行なう場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならない。

作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

労働安全衛生規則第519条

事業者は、高さが2メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手摺り、覆い等を設けなければならない。

囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

ガラス外装クリーニング各種作業

乗り出し作業

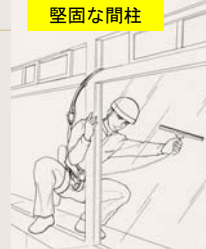
安全帯取り付け金具



ライフライン



堅固な間柱



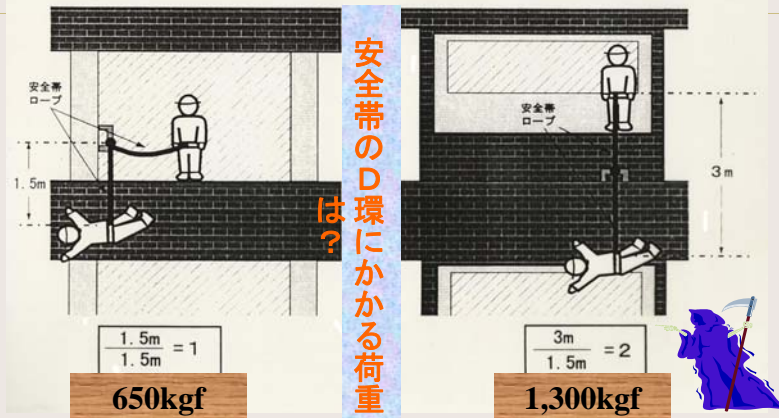
水平親綱



清掃作業安全基準： P41

落下係数と衝撃荷重

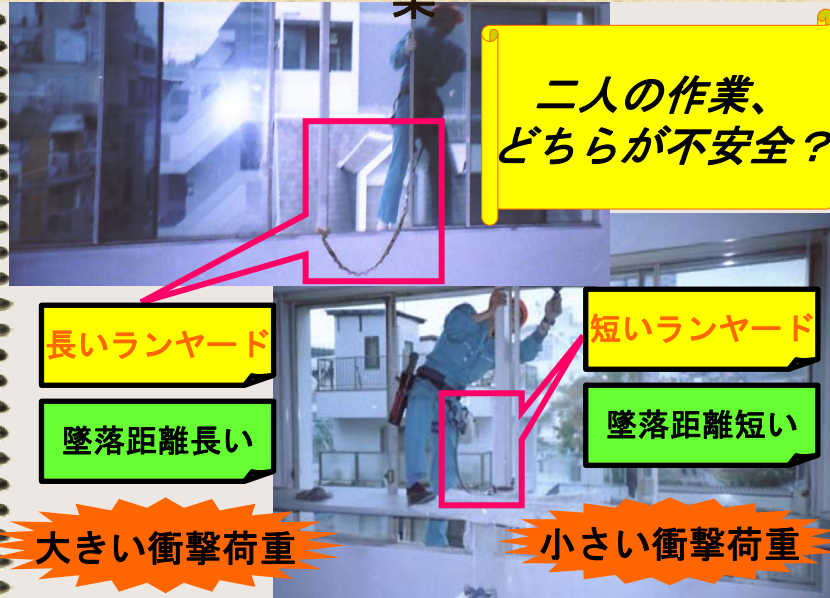
墜落距離÷安全帯ロープの長さ＝落下係数



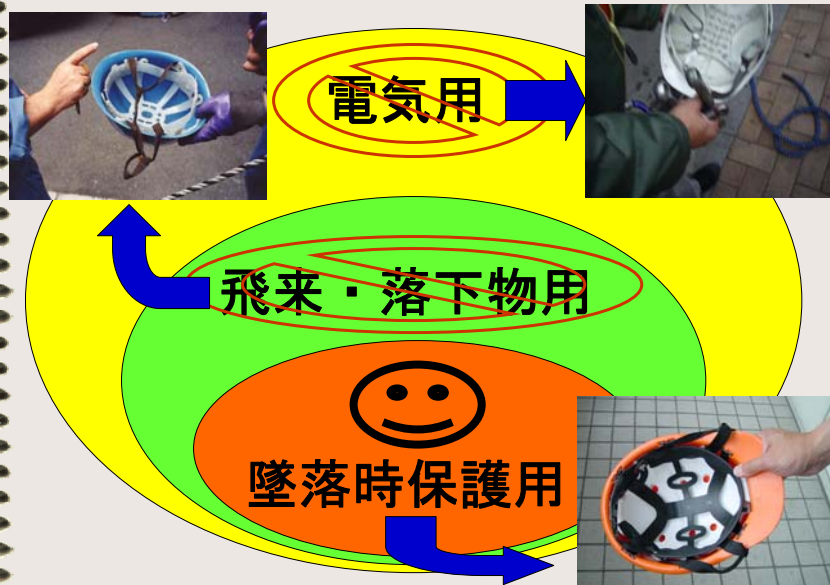
DEAD ZONE

900kgf~1,100kgf

胴ベルト型垂直面用安全帯の乗り出し作業



保護帽の規格（種類）



安全帯の規格（種類）

安全帯の種類・特性

胴ベルト型安全帯

1本つり専用+
1本つり専用ランヤード
(ロープ/ストラップ式)
: 旧A種安全帯

1本つり専用+
1本つり専用ランヤード
(ストラップ巻取り式)

胴ベルト型安全帯

1本つり専用(補助ベルト付)+
1本つり専用ランヤード
別ランヤード付
: 旧B種安全帯

U字つり専用+
U字つり専用ランヤード
: 旧C種安全帯

1本つり・U字つり専用+
1本つり・U字つり専用ランヤード
: 旧D種安全帯

1本つり・U字つり専用+
1本つり・U字つり専用ランヤード
(補助フック付)
: 旧E種安全帯

垂直面用+

1本つり専用ランヤード

傾斜面用+

傾斜面用ランヤード+
1本つり専用ランヤード

ハーネス型安全帯

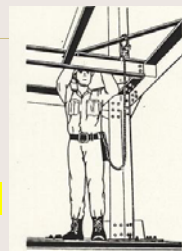
ハーネス+
1本つり専用ランヤード

ハーネス型安全帯

乗り出し作業時の墜落阻止



体重を支えている左手で窓枠をつかみ、荷重のかかっていない墜落阻止用の水平親綱に、安全帯のランヤードのフックを取りつけ、万が一の作業者の墜落を阻止する作業



旧：A種安全帯



FALL ARREST



資料提供：全国ガラス外装クリーニング協会連合会